

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号)</p> <p>(前 略) (休職中の身分及び給与)</p> <p>第18条 休職者は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 休職中の教職員の給与については、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)による。</p> <p>(中 略) (給与)</p> <p>第31条 教職員の給与については、給与規程による。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員出向規程 (平成16年達示第76号)</p> <p>(前 略) (給与)</p> <p>第10条 在籍出向者の給与は、出向先との協議により、原則として国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)に基づき出向先が支給する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程 (平成16年達示第84号)</p> <p>(前 略) (育児休業をしている教職員の給与)</p> <p>第12条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>2 国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月</p>	<p>(休職中の身分及び給与)</p> <p>第18条 休職者は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 休職中の教職員の給与については、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)又は<u>国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。)</u>による。</p> <p>(給与)</p> <p>第31条 教職員の給与については、給与規程による。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第2条第1項に定める教員(国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)が適用される者を除く。)</u>の給与を年俸とする場合については、<u>年俸制教員給与規程</u>による。</p> <p>(給与)</p> <p>第10条 在籍出向者の給与は、出向先との協議により、原則として国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)又は<u>国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第56号)</u>に基づき出向先が支給する。</p> <p>(育児休業をしている教職員の給与)</p> <p>第12条 } 2 } (同 左)</p>

改正前		改正後
<p>以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある教職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 給与規程第31条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>4 給与規程第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある教職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。</p> <p>（中略） （育児短時間勤務教職員についての給与規程の特例）</p> <p>第14条の8 育児短時間勤務教職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>3</p> <p>4</p> <p>（同左）</p> <p>5 <u>国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。）第5条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績一時金を支給する。</u></p> <p>（育児短時間勤務教職員についての給与の特例）</p> <p>第14条の8 （同左）</p>
第6条	による	によるものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号。以下「育児・介護休業等規程」という。）第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第4項、第24条及び第27	勤務時間等規程	育児・介護休業等規程第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程

改 正 前			改 正 後					
条第1項			<p>2 育児短時間勤務教職員についての年俸制教員給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる年俸制教員給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条</td> <td>額とする</td> <td>額に、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</td> </tr> </table>			第3条	額とする	額に、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第3条	額とする	額に、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする						
第23条第1項	支給する	支給する。ただし、育児・介護休業等規程第14条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第3号が適用される場合を除き、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とし、第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする						
第28条第3項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額						
第28条第4項及び第31条第4項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額						
第28条第4項及び第32条第4項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額						
第28条第5項及び第32条第5項	別に定める	育児短時間勤務教職員の勤務時間を考慮して別に定める						

改 正 前	改 正 後	
	第 4 条 第 2 項	決定する額に、算出率を乗じて得た額とする
	とする ことが できる	に、算出率を乗じて得た額とすることができる
	第 5 条 第 2 項	決定する額に、算出率を乗じて得た額とする
<p>(中 略)</p> <p>(育児部分休業者の給与)</p> <p>第 19 条 育児部分休業により勤務しない場合には、給与規程第 37 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同規程第 39 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(介護休業している教職員の給与)</p> <p>第 38 条 介護休業により勤務しない場合には、給与規程第 37 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同規程第 39 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程 (平成 20 年達示第 77 号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(効果)</p> <p>第 6 条 自己啓発等休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 前項の教職員は、その承認を受けた時に発令されていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。</p> <p>3 自己啓発等休業をしている期間については給与を支給せず、自己啓発部分休業をした時間については国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成 16 年達示第 80 号)第 37 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同規程第 39 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(育児部分休業者の給与)</p> <p>第 19 条 育児部分休業により勤務しない場合には、給与規程第 37 条(年俸制教員給与規程第 8 条において準用する場合を含む。第 38 条において同じ。)の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与規程第 39 条(年俸制教員給与規程第 8 条において準用する場合を含む。第 38 条において同じ。)に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(介護休業している教職員の給与)</p> <p>第 38 条 (同 左)</p> <p>(効果)</p> <p>第 6 条 } (同 左)</p> <p>3 自己啓発等休業をしている期間については給与を支給せず、自己啓発部分休業をした時間については国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成 16 年達示第 80 号)第 37 条(国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成 26 年達示第 56 号。以下この条において「年俸制教員給与規程」という。)第 8 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与規程第 39 条(年俸制教員給与規程第 8 条において準用する場合を含む。)に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。</p>	